

香川県報



第 46 号

平成 16 年

6月11日(金曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

告 示

- 生活保護法の規定による医療扶助のための施術担当機関の指定 (健康福祉総務課) 一
 - 生活保護法の規定による指定介護機関を廃止した旨の届出 () 二
 - 介護保険法の規定による事業者の指定 (長寿社会対策課) 二
 - 身体障害者福祉法の規定による事業者の指定 (障害福祉課) 三
 - 知的障害者福祉法の規定による事業者の指定 () 三
 - 児童福祉法の規定による事業者の指定 () 四
 - 道路の区域変更 (道路保全課) 四
 - 道路の区域変更及び供用開始 () 四
 - 道路の供用開始 (二件) () 四
 - 道路の位置指定 (建築課) 五
 - 昭和五十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部改正 (審査課) 五
- ### 公 告
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (県民参画課) 六
 - 平成十六年度狩猟免許試験の実施 (環境・水政策課) 六
 - 平成十六年度クリーニング師試験の実施 (生活衛生課) 七
 - 大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告 (二件) (経営支援課) 七
 - 収去飼料の試験結果の概要 (畜産課) 八
 - 土地改良区の定款の変更の認可 (土地改良課) 一〇

- 土地改良区の役員の就退任の届出 ()
- 土地改良区の役員の退任の届出 ()
- 選挙管理委員会規則 ()
- 香川県公職選挙運動公営等実施規程の一部を改正する規則 (一)
- 選挙管理委員会告示
- 公職選挙法施行令の規定による老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき老人ホームの指定
- 公職選挙法施行令の規定による病院の長が不在者投票管理者となっている病院の名称の変更
- 公職選挙法施行令の規定による老人ホームの長が不在者投票管理者となっている老人ホームの所在地の変更
- 地方自治法に規定する直接請求に必要な選挙権を有する者の五十分の一の数の等

告 示

●香川県告示第四百二十三号
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。
平成十六年六月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	施 術 者	施術者の住所	施設の名称	施設の所在地
平成一六、 四、二一	矢野 豊	木田郡三木町井戸二 五五二一一	やの整骨院	木田郡三木町井戸二 五五二一一

●香川県告示第四百二十四号
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十六年六月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

平成一六、三、二五	業務所(施設)の 名称及び所在地	事業所(開設者) の名称及び主たる 事務所の所在地	サービスの種類
平成一六、三、三一	すばる介護支援セ ンター 東かがわ市松原一 〇一一番地二	特定非営利活動法 人すばる 東かがわ市松原一 〇一一番地二	居宅介護支援
平成一六、一、三一	訪問看護ステーシ ョンほがらか 善通寺市上吉田町 六丁目八番九号	香川医療生活協同 組合 高松市栗林町一 三一二四	居宅介護支援
平成一六、四、三〇	医療法人社団国土 外科医院 観音寺市古川町二 七二番地	医療法人社団国土 外科医院 観音寺市古川町二 七二番地	訪問介護

●香川県告示第四百二十五号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項及び第四十六条第一項の規
定により、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成十六年六月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

介護保険 事業所番号	事業所の名称 及び所在地	申請者の名称、代表 者の氏名及び主たる 事務所の所在地	指定年月日	サービスの 種類
---------------	-----------------	-----------------------------------	-------	-------------

三七七〇一 〇三一二九	有限会社ウエルコーポ レーション 高松市勅使町二二六六	有限会社ウエルコーポ レーション 代表取締役 細川千津 代 丸亀市飯野町東二字中 代甲三四二番一	平成十六年 六月一日	福祉用具 貸与
三七七〇一 〇三一三七	居宅介護支援センター 「サンサン」 高松市松福町二丁目一 二番一三号	社会福祉法人香川ボラ ンティア協会 理事長 小島克己 高松市松福町二丁目一 二番一三号	〃	居宅介護 支援
三七七〇一 〇三一四五	居宅介護支援事業所な ごみ 高松市香西北町七九番 地一〇ウッドネスト香 西三〇三	有限会社WINS 取締役 金生康孝 高松市香西北町七九番 地一〇ウッドネスト香 西一F	〃	〃
三七七〇一 〇三一五二	高松さんさん荘老人デ イサービスセンター 高松市西植田町四二一 二番地一	社会福祉法人燦々会 理事長 小比賀剛一 香川郡香川町大字川内 原一〇〇三番地一	〃	通所介護
三七七〇一 〇三一六〇	生活支援センター「サ ンサン」 高松市松福町二丁目一 二番一三号	社会福祉法人香川ボラ ンティア協会 理事長 小島克己 高松市松福町二丁目一 二番一三号	〃	訪問介護
三七七〇二 〇〇五四五	天寶苑デイサービスセ ンター 丸亀市宗古町一六番地	医療法人仁寿会 理事長 吉田佐知子 丸亀市宗古町五番地	〃	通所介護
三七七〇二 〇〇五五二	天寶苑ヘルパーステー ション 丸亀市宗古町一六番地	医療法人仁寿会 理事長 吉田佐知子 丸亀市宗古町五番地	〃	訪問介護

三七七〇四 〇〇四四二	老人介護支援センター 仙遊荘 善通寺市仙遊町二丁目 三番四三号	社会福祉法人善通寺福 祉会 理事長 加納恒徳 善通寺市仙遊町二丁目 三番四三号	〃	居宅介護 支援
三七七〇四 〇〇四五九	ヘルパーステーション 仙遊荘 善通寺市仙遊町二丁目 三番四三号	社会福祉法人善通寺福 祉会 理事長 加納恒徳 善通寺市仙遊町二丁目 三番四三号	〃	訪問介護
三七七〇七 〇〇一〇六	株式会社コムスン東か がわケアセンター 東かがわ市松原六七八 ―一	株式会社コムスン 代表取締役 折口雅博 東京都港区六丁目一〇 番一号六本木ヒルズ森 タワー	〃	〃
三七七二二 〇〇二七〇	ケアサポートこんどう 小豆郡内海町安田字大 川甲六番地	有限会社近藤電機商会 代表取締役 近藤善充 小豆郡内海町安田甲三 六番地の―一	〃	福祉用具 貸与
三七七二七 〇〇八九九	グループホームオリ ー ブ苑 三豊郡詫間町大字詫間 字松下六七九番地四〇	医療法人社団愛有会 理事長 岩崎泰憲 三豊郡詫間町大字松崎 二七八〇番地四二六	〃	痴呆対応 型共同生 活介護

●香川県告示第四百二十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定によ
り、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十六年六月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所 番号	事業所の名称及び 所在地	申請者の名称及び 主たる事務所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
-------------	-----------------	----------------------------	-------	---------

三七〇〇一 一〇一〇一 一七	旭訪問介護センタ 善通寺市文京町四 丁目八番二九号	株式会社旭看護婦 家政婦紹介所 善通寺市文京町四 丁目八番二九号	平成十六年 六月一日	身体障害者居宅 介護
----------------------	---------------------------------	---	---------------	---------------

●香川県告示第四百二十七号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、
指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十六年六月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所 番号	事業所の名称及び 所在地	申請者の名称及び 主たる事務所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇二 一〇一〇一 一六	旭訪問介護センタ 善通寺市文京町四 丁目八番二九号	株式会社旭看護婦 家政婦紹介所 善通寺市文京町四 丁目八番二九号	平成十六年 六月一日	知的障害者居宅 介護

●香川県告示第四百二十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、指
定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十六年六月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所 番号	事業所の名称及び 所在地	申請者の名称及び 主たる事務所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇二 一〇一〇一 一五	旭訪問介護センタ 善通寺市文京町四 丁目八番二九号	株式会社旭看護婦 家政婦紹介所 善通寺市文京町四 丁目八番二九号	平成十六年 六月一日	児童居宅介護

●香川県告示第四百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年六月十一日から同年七月二日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年六月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 鴨川停車場五色台線（百八十号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前後別	後			
坂出市高屋町字東山二〇三二番二地先から 坂出市高屋町字東山二〇三二番五四地先まで	前	五・〇	九・〇	七〇	道路改修に伴う現道拡幅
	後	七・〇			

●香川県告示第四百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となつた道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年六月十一日から同年七月二日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年六月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 普通寺停車場線（二百九号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前後別	後			
普通寺市文京町一丁目五九七番二地先から 普通寺市文京町二丁目一六二番一 地先まで	前	一・六	一八・六	一四五	平成十五年香川県告示第五百二十七号で変更した区域の一部変更及び供用
	後	一八・一			
普通寺市文京町二丁目一六一番一 地先まで	後	一八・六	一〇六		

四 供用開始の期日 平成十六年六月十一日

●香川県告示第四百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年六月十一日から同年七月二日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年六月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路 線 名 三木津田線（三十七号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)		延 長 (メートル)	備 考
	前後別	後		
さぬき市寒川町神前寺尾三九五二番五地先から さぬき市寒川町神前寺尾三九七二番二地先まで	前	一・三	二六四	平成十四年香川県告示第四百十七号で変更した区域
	後	一九・八		

四 供用開始の期日 平成十六年六月十一日

●香川県告示第四百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年六月十一日から同年七月二日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年六月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 津田引田線（百二十二号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東かがわ市三本松二二六八番七一地先から 東かがわ市三本松二二六八番七四地先まで	一三・五 二〇・五	六五	平成十三年 香川県告示 第二百六十 四号で変更 した区域の 一部

四 供用開始の期日 平成十六年六月十一日

●香川県告示第四百三十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二十二号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年六月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定番号 善土指道 第四号
- 二 指定年月日 平成十六年五月三十一日
- 三 指定道路の位置 丸亀市津森町字高丸二一八二一、二一八二五、二一八六一三及び
び同地先農道・水路

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・〇〇メートル

延長 八五・七〇メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県善通寺土木事務所総務課において閲覧に供する。

●香川県告示第四百三十四号

昭和五十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部を次のように改正し、平成十六年六月十四日から施行する。

平成十六年六月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定代理金融機関
- 2 指定代理金融機関の店舗の名称及び位置の表備考 指定代理金融機関香川県信用農業協同組合連合会の業務を代理する農業協同組合の名称並びに店舗の名称及び位置の表香川県農業協同組合の項中「上西支店」を「上西出張所」に改める。

公 告

●香川県公告第三百三十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十六年八月一日まで縦覧に供する。

平成十六年六月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 申請のあった年月日 平成十六年六月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人日本ケアシステム協会
兼岡 道子
- 三 定款に記載された目的 高松市中央町一七番三〇号

本会は、在宅で介護が必要な高齢者その他支援を必要とする人々に対し、愛・忍耐・技術の理念といつでも・どこでも・だれでものモットーのもと、地域社会を豊かで住みよくするための福祉活動に関する事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

●香川県公告第三百三十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第四十一条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成十六年六月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 日時及び場所		日	時	場 所
第一回	平成十六年八月三十一日（火曜日） 午前九時から			高松市番町四丁目一番一〇号 香川県庁北館三階第一会議室
第二回	平成十六年九月二日（木曜日） 午後一時から			小豆郡土庄町湊崎中二〇七九―五 香川県小豆総合事務所南館一階会議室
第三回	平成十六年九月十日（金曜日） 午前九時から			高松市番町四丁目一番一〇号 香川県庁北館三階第一会議室

ただし、第二回は、網・わな猟（銃器以外の猟具）免許試験のみ実施する。

二 受験手続

1 提出書類

(一) 狩猟免許申請書

(二) 法第四十条第二号から第四号に該当しないことを証する旨の医師の診断書（申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている場合は必要としない。）

(三) 受験票（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景で縦三・六センチメートル及び横二・四センチメートルの写真を所定の欄に貼り付け、住所、氏名、撮影年月日等必要事項を記載すること。）

2 受験手数料

五、三〇〇円。ただし、法第四十九条第一号に該当する者については、四、〇〇〇円（受験手数料の金額に相当する額の香川県証紙を狩猟免許申請書の所定の欄に貼り付け納付するものとし、当該証紙に消印はしないこと。なお、小豆島を除く島しょ部に住所を有する者が、郵便等により狩猟免許申請書を提出する場合は、香川県証紙に代えて額面五、三〇〇円（法第四十九条第一号に該当する者については、四、〇〇〇円）の郵便為替を同封することによる納付を認める。）

3 受付期間

第一回	平成十六年八月二日から同月十六日まで （日曜日及び土曜日を除く。）	郵便等による送付による場合は、上記期間中の消印（これに準ずるものを含む。）のあるものに限り受け付ける。
第二回	平成十六年八月十一日から同月二十五日まで （日曜日及び土曜日を除く。）	
第三回	平成十六年八月十七日から同年九月二日まで （日曜日及び土曜日を除く。）	

4 提出書類の提出先

高松市番町四丁目一番一〇号（郵便番号七六〇―八五七〇）

香川県環境森林部環境・水政策課自然保護室

なお、郵便等による送付による場合は、「狩猟免許申請書在中」と朱書すること。

5 申請書等の交付場所

香川県環境森林部環境・水政策課自然保護室並びに社団法人香川県猟友会及び同会各支部

各支部

三 その他

1 狩猟免許申請書を受理し、受験資格を有することを確認した後、受験票を本人あてに送付する。

2 試験の当日は、受験票及び印鑑を必ず持参すること。

3 既納の手数料は、返還しない。

4 受験手続等についての問い合わせは、香川県環境森林部環境・水政策課自然保護室（電話番号〇八七―八三二―三二二二）に行うこと。

●香川県公告第三百三十七号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、平成十六年度のクリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成十六年六月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 試験の日時

平成十六年九月十二日（日曜日）午前九時開始

二 試験の場所

高松市内

なお、試験会場については、受験票により通知する。

三 受験資格

クリーニング業法第七条第三項又はクリーニング業法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百五十四号）附則第五項の規定に該当する者

四 受験手続

1 提出書類

(一) 受験願書

(二) 履歴書

(三) 写真（出願前六月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦一センチメートル及び横八センチメートルのもので、裏面に氏名及び生年月日を記入すること。）

(四) 三に掲げる受験資格を証明する書類

2 受験願書等の受付期間

平成十六年八月九日（月曜日）から同月二十三日（月曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵便等による送付の場合は、受付期間内の消印（これに準ずるものを含む。）のあるもの限り受け付ける。

3 受験願書等の提出先

(一) 県内居住者 高松市保健所、香川県東讃保健福祉事務所、香川県小豆総合事務所
香川県中讃保健福祉事務所又は香川県西讃保健福祉事務所

(二) 県外居住者 香川県健康福祉部生活衛生課（郵便番号七六〇一八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号）

4 受験手数料及び納付方法

八、〇〇〇円に相当する額の香川県証紙（消印又は著しく汚損していないもの）を受験願書の所定の位置にはり付けて納付すること。なお、小豆島を除く島しょ部又は県外に住所を有する者が、郵便等による送付により受験願書等を提出する場合は、香川県証紙に代えて額面八、〇〇〇円の郵便為替を同封することにより納付するものとする。

五 合格発表

平成十六年十月十二日（火曜日）に香川県庁（東館正面玄関前の掲示板）に受験番号を掲示して発表するとともに、合格者に通知する。

六 その他

1 受験願書を受け付けた後は、受験手数料は一切返還しない。

2 受験願書の請求は、次のところに行うこと。

香川県健康福祉部生活衛生課

高松市保健所（高松市桜町一丁目一〇番二七号）

香川県東讃保健福祉事務所（高松市番町五丁目四番一五号）

香川県小豆総合事務所（小豆郡土庄町湊崎甲二〇七九一五）

香川県中讃保健福祉事務所（丸亀市土器町東八丁目五二二六）

香川県西讃保健福祉事務所（観音寺市坂本町七丁目三番一八号）

郵便等で請求する場合には、封筒の表に「クリーニング師試験」と朱書きし、郵送用の八〇円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

3 受験手続に関して不明な点は、香川県健康福祉部生活衛生課（電話番号〇八七一一八三三一一三七八）に問い合わせること。

●香川県公告第三百三十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年六月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となった届出に係る公告

平成十六年香川県公告第四十一号

- 二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめタウン高松 高松市上天神町高田三一四番一ほか
- 三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要
意見なし

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市役所産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十六年六月十一日（金曜日）から同年七月十二日（月曜日）まで

●香川県公告第三百三十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年六月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となった届出に係る公告
平成十六年香川県公告第五十六号

二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
ディック上福岡店 高松市上福岡町字深田八一八番地一ほか

三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要

1 駐車場一と駐車場二の通行については、市道上福岡町三号線の横断のみになるので、通行の安全と円滑の確保を図るための方策を講じること。

2 来客車両が市道上福岡多肥下町線から市道上福岡町三号線に進入しないよう、また、出庫車両が市道上福岡町三号線へ出ることがないよう対応すること。

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市役所産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十六年六月十一日（金曜日）から同年七月十二日（月曜日）まで

●香川県公告第三百四十号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、平成十六年五月に検査した収去飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成十六年六月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

栄養成分に関する検査

製造事業所等の所在地及び名称		収去場所		飼料の名称		製造(輸入)年月		試験結果の概要							
坂出市昭和町二丁目 一番二二号 日和産業株式会社坂 出工場		同上		ニチワ印成鶏飼育用 配合飼料ニユースタ I		平成十六年 五月		粗たん白質 (%)	粗脂肪 (%)	カルシウム (%)	リン (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	水分 その他の 検査	違反の内容
坂出市築港町二丁目 八番一号 ジェイエイ四国くみ あい飼料株式会社坂 出工場		同上		ニチワ印成鶏飼育用 配合飼料ロイヤル		平成十六年 五月		一八・八	五・二	三・九六	〇・四九	二・一	一一・三	水分 一一・六%	りん 〇・〇二% 不足
同上		同上		ニチワ印ほ乳期子豚 育成用配合飼料プラ スマルクB		平成十六年 五月		一八・四	五・九	〇・六三	〇・四七	二・一	四・一	水分 一二・八%	
同上		同上		くみあい配合飼料成 鶏用17特号マッシュ		平成十六年 五月		一七・六	五・〇	三・七〇	〇・五三	二・五	一〇・九	水分 一二・一%	
同上		同上		くみあい配合飼料も ち豚前期EX		平成十六年 五月		一六・九	五・一	〇・六七	〇・五四	二・六	四・三	水分 一一・九%	
同上		同上		くみあい配合飼料貞 光プロイラー後期		平成十六年 五月		一九・七	七・八	〇・九五	〇・五九	二・二	四・九	水分 一一・九%	

●香川県公告第三百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、普通寺西部土地改良区の定款の変更を平成十六年五月二十日認可した。

平成十六年六月十一日

●香川県公告第三百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、観音寺市粟井土地改良区から役員の新任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十六年六月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理事	石田 益雄	観音寺市粟井町二二三八番地	平成一六、五、一四
〃	谷川福次郎	〃 四七四番地一	〃
〃	真鍋 宏	〃 三三一番地一	〃
〃	安藤 員資	〃 一二九九番地一	〃
〃	齋藤 正樹	〃 一四〇六番地一	〃
〃	大久保輝夫	〃 一〇六〇番地一	〃
〃	行天 正弘	〃 一一〇九番地	〃
〃	大喜多幸八	〃 九〇九番地	〃
〃	高嶋 睦徳	〃 二四二三番地	〃
〃	安藤 勇	〃 一九九一番地	〃
〃	安藤 重徳	〃 二七三〇番地	〃
〃	齋藤 壽雄	〃 一七〇四番地二	〃
〃	安藤 清高	〃 一七八〇番地	〃
〃	安藤 功	〃 三三一五番地三	〃
〃	行天 公平	〃 三五八六番地一	〃
監事	合田 安和	〃 一三五一番地一	〃

〃 入江 功 〃 〃 一三三三番地

〃 今滝 睦男 〃 〃 三三四四番地一

二 就任した役員

役員の 氏 名 住 所 就任年月日

理事	真鍋 宏	〃 〃 三三一番地一	平成一六、五、一五
〃	久保田富士男	〃 〃 三二五番地一	〃
〃	高木 忠志	〃 〃 一二〇四番地一	〃
〃	齋藤 利和	〃 〃 一五七九番地	〃
〃	大久保輝夫	〃 〃 一〇六〇番地一	〃
〃	行天 正弘	〃 〃 一一〇九番地	〃
〃	高嶋 睦徳	〃 〃 二四二三番地	〃
〃	行天 忠明	〃 〃 九一二番地一	〃
〃	安藤 勇	〃 〃 一九九一番地	〃
〃	安藤 重徳	〃 〃 二七三〇番地	〃
〃	齋藤 壽雄	〃 〃 一七〇四番地二	〃
〃	安藤 清高	〃 〃 一七八〇番地	〃
〃	高橋 利雄	〃 〃 一四七四番地一	〃
〃	行天 公平	〃 〃 三五八六番地一	〃
〃	安藤 利一	〃 〃 四四二〇番地	〃
監事	合田 安和	〃 〃 一三五一番地一	〃
〃	今滝 睦男	〃 〃 三三四四番地一	〃
〃	山岡 基員	〃 〃 二〇八〇番地二	〃

●香川県公告第三百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、坂出市江尻土地改良区から役員の新任について次のとおり届出があった。

平成十六年六月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の氏名住所
種類 氏名住所
理事 澤井 稔 坂出市江尻町七三七番地一
平成一六、四、一九

選挙管理委員会規則

香川県公職選挙運動公営等実施規程の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十六年六月十一日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎 克彦

香川県公職選挙運動公営等実施規程の一部を改正する規則
香川県公職選挙運動公営等実施規程（昭和三十年香川県選挙管理委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第三項中「代人」を「代理人」に改める。
別記第二十号様式その一中「場合」の下に「（投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所並びに期日前投票所及び市町選挙管理委員会の委員長が管理する不在者投票記載場所内の適当な箇所の掲示）」を加え、同様式その二中「場所及び」を「場所並びに期日前投票所及び」に改め、同様式その三注一中「県委員会」を「県選挙管理委員会」に改め、同様式その四中「箇所及び」を「箇所並びに期日前投票所及び」に改め、同様式その五中「場合」の下に「（投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所並びに期日前投票所及び市町選挙管理委員会の委員長が管理する不在者投票記載場所内の適当な箇所の掲示）」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第六十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により、老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき老人ホームとして次のとおり指定した。

平成十六年六月十一日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎 克彦

名称	所在地	指定年月日
ケアハウス花みずき	高松市林町七六一四	平成十六年六月四日

香川県選挙管理委員会告示第六十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により、病院の長が不在者投票管理者となっている病院について、次のとおりその名称の変更があった。

平成十六年六月十一日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎 克彦

名称	所在地
新 独立行政法人国立病院機構香川小児病院	旧 国立療養所香川小児病院
	所在地 普通寺市普通寺町二六〇三

香川県選挙管理委員会告示第六十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により、老人ホームの長が不在者投票管理者となっている老人ホームについて、次のとおりその所在地の変更があった。

平成十六年六月十一日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎 克彦

名称	所在地
特別養護老人ホーム仙遊荘	新 普通寺市仙遊町二一三三四三
	旧 普通寺市仙遊町二一三三三六

香川県選挙管理委員会告示第六十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第一項の規定による選挙人名簿の登録に伴う地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四條第一項及び第七十五條第一項に規定する選挙権を有する者の五十分の一の数並びに同法第七十六條第一項、第八十條第一項、第八十一條第一項及び第八十六條第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八條第一項に規定する選挙権を有する者の三分の一の数（その者の総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数。以下同じ。）は、次のとおりである。

平成十六年六月十一日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

五十分の一の数 一六、六九七人
 三分の一の数 二〇五、八〇六人

県議会議員各選挙区における三分の一の数

高松市選挙区	九一、〇一九人
丸亀市選挙区	二一、七一五人
坂出市選挙区	二〇、五五九人
善通寺市選挙区	九、四九四人
観音寺市選挙区	一一、〇二一人
さぬき市選挙区	一五、四四四人
東かがわ市選挙区	一〇、五七五人
小豆郡選挙区	九、七三一人
木田郡第一選挙区	七、九八〇人
木田郡第二選挙区	六、七二六人
香川郡選挙区	九、八六九人
綾歌郡選挙区	二一、四三二人
仲多度郡第一選挙区	八、九九〇人
仲多度郡第二選挙区	六、五四二人
三豊郡第一選挙区	二〇、一七六人
三豊郡第二選挙区	六、〇一〇人

平成十六年六月十一日印刷発行

印刷発行所 香川 県 庁

(購読料月極二千五百円)

